

佐賀県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年一月二十二日から平成二十二年二月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	嬉野市塩田町大字馬場下字浦田前甲 二〇五一番三地先から 嬉野市塩田町大字馬場下字二本松甲 八三番地先まで	平成二二・一・二二
県道 嬉野塩田線	嬉野市塩田町大字馬場下字丸尾平乙 一〇四番一地先から 嬉野市塩田町大字馬場下字町浦甲一 七〇四番九地先まで	〃
県道 大木庭武雄線	嬉野市塩田町大字馬場下字浦田前甲 二〇五一番三地先から 嬉野市塩田町大字馬場下字賤四郎甲 一〇五一番一地先まで	〃